

平成 23 年度

法人税関係法令の改正の概要

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図
るための所得税法等の一部を改正する法律関係

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

略 語

改正法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）
20年改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第86号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第89号）
改正耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成24年財務省令第10号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
通則法	改正法による改正後の国税通則法
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧通則法	改正法による改正前の国税通則法
旧耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）
復興特別法人税省令	復興特別法人税に関する省令（平成24年財務省令第7号）
農産加工業臨時措置法	特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）
農産加工業臨時措置法規則	特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則（平成元年農林水産省令第29号）

（注）この説明書は、平成24年1月25日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	法人税率の引下げ	1
II	定率法の償却率等の見直し等	
1	定率法の償却率等の見直し	2
2	資本的支出の取得価額の特例の整備	4
III	欠損金の繰越控除制度等の見直し	6
IV	貸倒引当金の見直し	9
V	寄附金の損金算入限度額の見直し	14
VI	特定農産加工品生産設備の特別償却の創設	16
VII	当初申告要件及び適用額の制限の改正	17
VIII	その他の改正	
1	減価償却制度に関する改正	21
2	税額の計算に関する改正	21
3	準備金制度に関する改正	22
4	国際課税に関する改正	22
5	その他の改正	23

[この説明書の構成について]

- 1 この説明書では、平成23年12月2日に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により改正された法人税関係の法令の概要について説明しています。
- 2 このうち主要な改正項目を「I 法人税率の引下げ」から「VII 当初申告要件及び適用額の制限の改正」までに大区分した上で、その大区分の順に沿って説明しています。
- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要についてイメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正事項について、「VIII その他の改正」において表形式により説明しています。

I 法人税率の引下げ

〔改正の内容〕

法人税の税率が引き下げられました。改正前後の税率及びその適用関係は次表のとおりです（法 66、81 の 12、143、措法 42 の 3 の 2、67 の 2、68、68 の 8、68 の 100、68 の 108、改正法附則 10、51、52、69、20 年改正法附則 11）。

区 分		改正前	改正後	
適 用 関 係		平 24. 4. 1 前開始事業年度	平 24. 4. 1 から平 27. 3. 31 までの間に開始する事業年度	
の 普 通 法 人 ・ 社 団 等 人 格	中 小 法 人 *1 又は人 格 の な い 社 団 等	年 800 万円以下の部分	1 8 %	1 5 %
		年 800 万円超の部分	3 0 %	2 5 . 5 %
	中小法人以外の法人	3 0 %	2 5 . 5 %	
一 般 社 団 法 人 等 *2 及 び 公 益 法 人 等 と み な さ れ て い る も の *3		年 800 万円以下の部分	1 8 %	1 5 %
		年 800 万円超の部分	3 0 %	2 5 . 5 %
公 益 法 人 等 *4		年 800 万円以下の部分	1 8 %	1 5 %
		年 800 万円超の部分	2 2 %	1 9 %
協 同 組 合 等 *5		年 800 万円以下の部分	1 8 % (1 9 %)	1 5 % (1 6 %)
		年 800 万円超の部分	2 2 % (2 3 %)	1 9 % (2 0 %)
		特定の協同組合等*6 の 年 10 億円超の部分	2 6 %	2 2 %
特 定 医 療 法 人 *7		年 800 万円以下の部分	1 8 % (1 9 %)	1 5 % (1 6 %)
		年 800 万円超の部分	2 2 % (2 3 %)	1 9 % (2 0 %)

(注1) 表中の括弧書は、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します。

(注2) 復興財源確保法により、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に 10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付する必要があります。

【用語の説明等】

- *1 普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものについては中小法人から除かれます。
- イ 保険業法に規定する相互会社（同法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社を含み、ロロにおいて「相互会社等」といいます。）
- ロ 大法人（次に掲げる法人をいい、以下ハまでにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
- (イ) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
- (ロ) 相互会社等
- (ハ) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）
- ハ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人
- ニ 受託法人
- *2 法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。
- *3 認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合をいいます（措令 27 の 3 の 2）。
- *4 法別表第二に掲げる法人（一般社団法人等を除きます。）をいいます。
- *5 法別表第三に掲げる法人をいいます。
- *6 当該事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が、1,000 億円にその事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額以上であるなど一定の要件を満たす協同組合等をいいます（措法 68、68 の 108、措令 39 の 34、39 の 127）。
- *7 措法第 67 条の 2 第 1 項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。

Ⅱ 定率法の償却率等の見直し等

1 定率法の償却率等の見直し

〔制度の概要〕

定率法は、減価償却資産の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却の額で損金の額に算入された累積額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じ定額法の償却率を2.5倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「250%定率法」といいます。）を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却を行う方法です（旧法令48の2①二ロ、旧耐用年数省令別表第八）。

上記により計算した償却限度額（調整前償却額）が、当該資産の取得価額に耐用年数に応じて定められた「保証率」を乗じて計算した「償却保証額」に満たないこととなる場合には、その満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（改定取得価額）に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じて定められた「改定償却率」を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として、残存簿価1円となるまで償却を行います（旧法令48の2①二ロ、旧耐用年数省令別表第八）。

〔改正の内容〕

(1) 200%定率法の導入

定率法の償却率が見直され、平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産に適用される定率法の償却率が、定額法の償却率を2倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「200%定率法」といいます。）に引き下げられました（法令48の2①二ロ、耐用年数省令別表第十）。

また、平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産に適用される「保証率」及び「改定償却率」についても、200%定率法の「償却率」の改正に合わせて見直されました（耐用年数省令別表第十）。

《イメージ図》

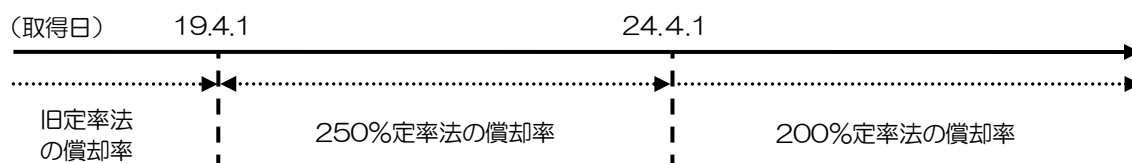
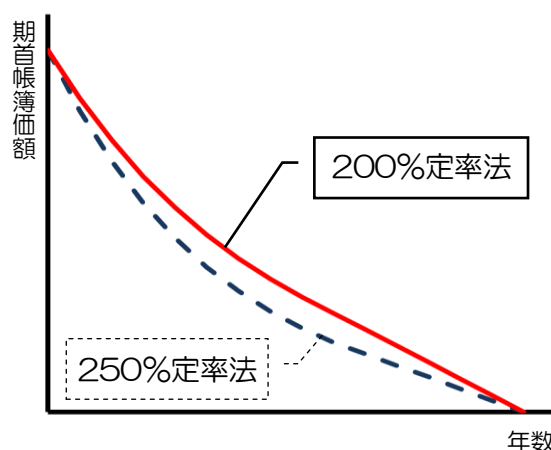
定率法：期首帳簿価額 × 定率法の償却率
(未償却残額)

【改正前】

定額法の償却率 × 250%

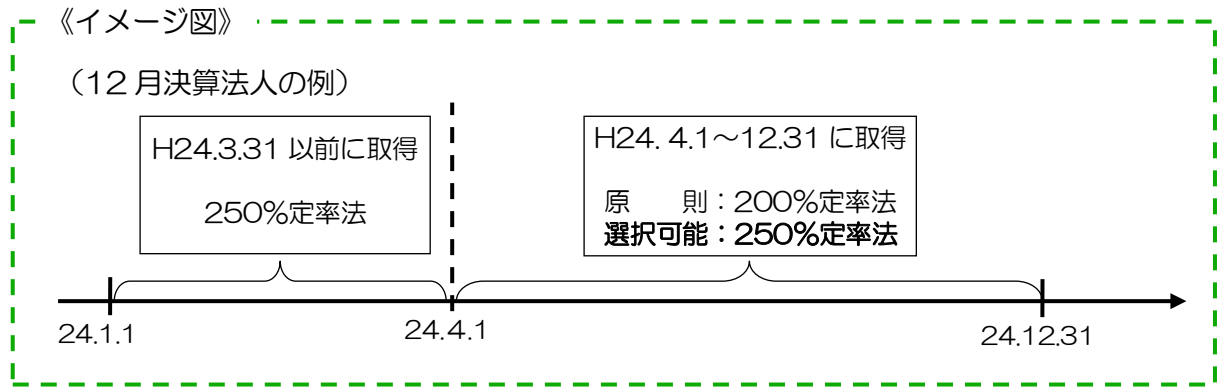
【改正後】

19.4.1～24.3.31 取得 定額法の償却率 × 250%
24.4.1 以後取得 定額法の償却率 × 200%



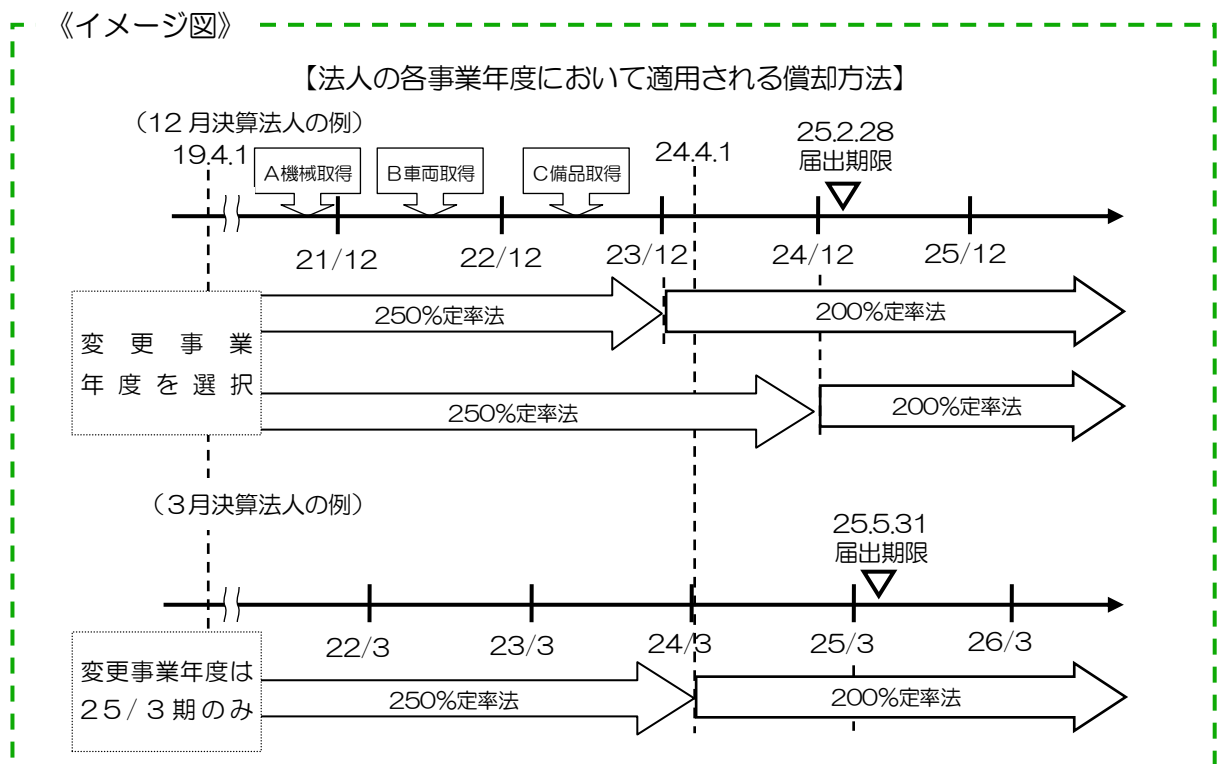
(2) 改正事業年度の平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の250%定率法の適用

平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（この大区分（Ⅱ 定率法の償却率等の見直し等）において「改正事業年度」といいます。）においてその有する減価償却資産の償却方法として定率法を選定している法人が、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産を取得する場合には、その減価償却資産を平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされたものとみなして、250%定率法により償却することができます*1（改正法令附則 3 ②）。



(3) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産の200%定率法の適用

法人が平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産につき250%定率法を選定している場合において、平成 24 年 4 月 1 日の属する事業年度の確定申告書の提出期限*2（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに一定の事項*3 を記載した届出書を所轄税務署長に提出したときには、その届出による法人の選択により、改正事業年度又は平成 24 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度のいずれかの事業年度（以下「変更事業年度」といいます。）以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その減価償却資産の全てを平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされたものとみなして200%定率法により償却することができます*4（改正法令附則 3 ③）。



この特例の適用を受ける減価償却資産の耐用年数は、その減価償却資産の法定耐用年数及び未償却割合*5に対応する改正耐用年数省令附則別表（経過年数表）に定める経過年数を、その減価償却資産の法定耐用年数から控除した年数によることとされています（改正耐用年数省令附則②）。

（算式）

$$200\%定率法の特例の適用を受ける減価償却資産の耐用年数 = \text{減価償却資産の法定耐用年数} - \left[\begin{array}{l} \text{経過年数} \\ \text{法定耐用年数及び未償却割合を改正耐用年数省令附則別表（経過年数表）に当てはめて求めた経過年数} \end{array} \right]$$

また、この耐用年数により償却保証額を計算する場合の減価償却資産の取得価額は、その減価償却資産の取得価額から変更事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額を控除した金額となります（改正耐用年数省令附則③）。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A」を御参照ください。

【用語の説明等】

- *1 適格分社型分割等により移転を受けた減価償却資産については、分割法人等が取得した日にその移転を受けた法人が取得したものとみなすこととされていますが、この取得の日における償却率の適用についても同様とされています（改正法令附則3②）。
- *2 確定申告書の提出期限の延長（法75、75の2）をしている法人にあつては、延長後の提出期限となります。
- *3 届出書に記載すべき事項は次のとおりです（改正法令附則3③、改正法規附則3①）。
 - イ 法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
 - ロ 改正法令附則第3条第3項《減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置》の規定の適用を受ける旨
 - ハ 同項の規定の適用を受ける最初の事業年度（改正事業年度又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度）開始の日及び終了の日
 - ニ その他参考となるべき事項
- *4 変更事業年度において調整前償却額が償却保証額に満たない資産など一定のものは除かれます（改正法令附則3③）。
- *5 未償却割合は、次の算式により計算した割合によります。

（算式）

$$\text{未償却割合} = \frac{\text{減価償却資産の取得価額} - \frac{\text{変更事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額}}{\text{減価償却資産の取得価額}}$$

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の(1)は、平成24年4月1日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用されます（改正法令附則3①）。

2 資本的支出の取得価額の特例の整備

〔制度の概要〕

法人の有する減価償却資産に対して資本的支出を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされており（法令55①）、この資本的支出の取得価額については、次の特例が措置されています。

- (1) 平成19年3月31日以前に取得をされた資産に資本的支出を行った場合の特例

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その減価償却資産の取得価額に資本的支出の金額を加算することができます（法令55②）。

(2) 定率法を採用している減価償却資産に資本的支出を行った場合の特例

定率法を採用している減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、その時における減価償却資産の帳簿価額と資本的支出により新たに取得したものとされた減価償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（旧法令55④）。

(3) 同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合の特例

定率法を採用している減価償却資産に同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合において、個々の資本的支出について上記(2)の適用を受けないときには、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするもののその開始の時における帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（法令55⑤）。

〔改正の内容〕

(1) 新たな資産の取得とされる資本的支出の定率法の償却率

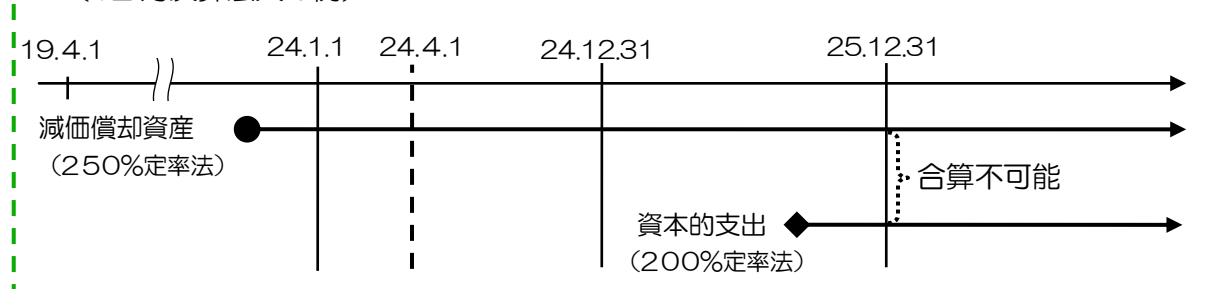
定率法を採用している場合において、平成24年4月1日以後に行われた資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産は、200%定率法により償却を行うこととなります（法令48の2①二口、55①、耐用年数省令別表第十）。

(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産に資本的支出を行った場合の特例

上記2〔制度の概要〕の(2)の特例について、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産に対して平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合には適用がないこととされました（法令55④、改正法令附則3④）。

《イメージ図》

（12月決算法人の例）



(3) その他

資本的支出の取得価額の特例に関して以下の経過措置が設けられました。

イ 法人が平成24年3月31日の属する事業年度の同日以前の期間内に資本的支出を行った場合において、上記2〔制度の概要〕の(2)により新たに取得したものとされる一の減価償却資産は、平成24年4月1日以後に取得されたものとして200%定率法が適用されるのではなく、平成24年3月31日以前に取得されたものとして250%定率法により償却を行うこととされました（改正法令附則3⑤）。

ロ 上記2〔制度の概要〕の(3)の適用に当たって、改正事業年度において平成24年4月1日以前の期間内に行った資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産（以下「旧追加償却資産」といいます。）と同日以後に行った資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産とは、原則として、異なる種類及び耐用年数の資産とみなすこととされまし

た（改正法令附則3⑥）。

これにより、250%定率法により償却を行う旧追加償却資産と200%定率法により償却を行う追加償却資産については、異なる種類及び耐用年数の資産とみなされますので、これらの資産の帳簿価額を合算して一の減価償却資産を新たに取得したものとすることはできないこととなります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A」を御参照ください。

〔適用時期〕

- 1 〔改正の内容〕の(1)は、平成24年4月1日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用されます（改正法令附則3①）。
- 2 〔改正の内容〕の(2)は、平成24年4月1日以後に減価償却資産についてする資本的支出について適用されます（改正法令附則3④）。

Ⅲ 欠損金の繰越控除制度等の見直し

〔制度の概要〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（既に当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法57①）。ただし、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（旧法57⑨）。

2 災害による損失金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（1の適用があるもの又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定の欠損金額があるときは、その一定の欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法58①）。ただし、その一定の欠損金額の生じた事業年度についてその損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（旧法58④）。

3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、更生手続開始の決定などの事実が生じた場合において、その事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるなど一定の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額から上記1及び2の制度の適用がある欠損金額又は上記1及び2の制度により損金の額に算入される欠損金額を控除した金額に相当する金額のうち、その債務免除益等の合計額を基礎として計算した損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入するというものです（法59①～③、旧法令116の3、117の2、法令118）。

4 欠損金額に係る更正の期間制限

法人税に係る欠損金額で当該事業年度において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又は当該金額があるものとする更正は、その更正に係る法人税の法定申告期限から7年を経過する日までであることができるとされています（旧通則法70②）。

5 欠損金額に係る更正の請求期間

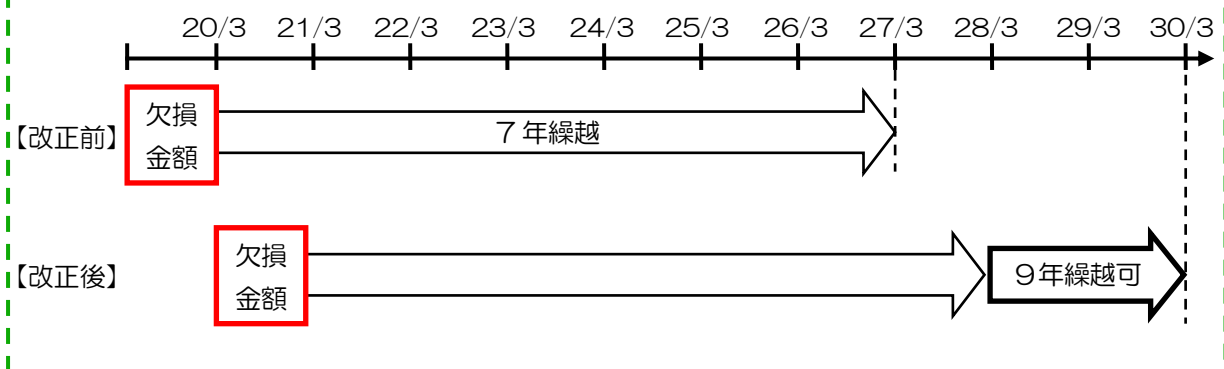
申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書に記載した欠損金額が過少であるとき又は当該申告書に欠損金額の記載がなかったときには、当該申告書の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（旧通則法 23①二）。

〔改正の内容〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間の延長

上記【制度の概要】の1及び2の制度による繰越控除の対象となる欠損金額が、各事業年度開始の日前9年以内（改正前は7年以内）に開始した事業年度において生じた欠損金額とされました（法 57①本文、58①本文）。

《イメージ図》
（3月決算法人の例）



これに伴い、次の措置が講じられています。

(1) 帳簿書類の保存

【制度の概要】の1及び2の制度による欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存要件が追加されました（法 57⑩、58⑤、法規 26 の 3、26 の 5）。

(2) 欠損金額に係る更正の期間制限の延長

法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が7年から9年に延長されました（通則法 70②）。

(3) 欠損金額に係る更正の請求期間の延長

法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が1年から9年に延長されました（通則法 23①）。

2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除の制限

中小法人等*1 以外の法人の青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、繰越控除をする事業年度の控除前所得の金額*2 の100分の80相当額とされました（法 57①ただし書、⑩、58①ただし書、⑥）。

《イメージ図》
（3月決算法人の例）

	23/3	24/3	25/3
青色欠損金 600			
		[改正前]	[改正後]
[控除前所得金額]		300	200
[欠損金控除額]		△300	△160
[控除後所得金額]		0	40
[翌期繰越欠損金]		300	140

A red arrow points from the '100分の80相当額' box to the '△160' value in the '欠損金控除額' row for the 'After Correction' period.

なお、平成 24 年 4 月 1 日前に次の(1)から(3)の事実が生じた中小法人等*1 以外の法人の同日以後最初に開始する事業年度（この大区分（Ⅲ 欠損金の繰越控除制度等の見直し）において「改正事業年度」といいます。）からそれぞれ(1)から(3)に掲げる日の属する事業年度までの各事業年度においては、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に平成 24 年 4 月 1 日前にその事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、控除前所得の金額の 100 分の 100 が控除限度額とされています（改正法附則 14②③、22②③、改正法令附則 6 ③、14④）。

- (1) 更生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに当該決定を取り消す決定の確定などの事実が生じた場合を除きます。） 当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後 7 年を経過する日
- (2) 再生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに当該決定を取り消す決定の確定などの事実が生じた場合を除きます。） 当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後 7 年を経過する日
- (3) (1)又は(2)に準ずる一定の事実 当該事実が生じた日以後 7 年を経過する日

3 その他

会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用対象となる欠損金額の範囲の見直しが行われるとともに、この制度の適用により損金算入された金額のうち、青色申告書を提出した事業年度の欠損金又は災害による損失金から成る部分の金額は、上記 1 又は 2 による繰越控除の対象となる欠損金額から切り捨てることとされるなど、改正前の会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度を適用した場合と同様に欠損金の損金算入ができるようにするための改正が行われました（法 57⑤、58③、法令 112⑨、116 の 2④、116 の 3、117 の 2）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（法 81 の 9）。

㊦ 連結欠損金の繰越控除限度額は、資本金等の額が 1 億円以下など一定の連結親法人を除き、控除前連結所得金額の 100 分の 80 相当額とされました。

なお、連結欠損金額のうち特定連結欠損金額が含まれる場合における連結欠損金額に係る限度超過額の計算に際しては、各連結法人の特定連結欠損金個別帰属額と比較すべき控除対象個別所得金額は 100 分の 80 を乗じる必要はありません。

【用語の説明等】

- *1 各事業年度終了の時に於いて次の法人に該当するものをいいます（法 57⑩、58⑥、法令 14 の 10⑥、188①十六）。
- イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。ただし、次の法人に該当するものを除きます。
- ㊦ 大法人（次に掲げる法人をいい、以下㊨までにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - ① 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
 - ② 保険業法に規定する相互会社（同法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社を含み、㊨において「相互会社等」といいます。）
 - ③ 法第 4 条の 7 に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）
 - ㊧ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなる時の当該普通法人
 - ㊨ 相互会社等
 - ㊩ 受託法人
- ロ 公益法人等又は協同組合等
- ハ 人格のない社団等
- *2 各制度において、控除前所得の金額とは以下の金額をいいます。
- イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度
- 法第 57 条第 1 項本文の青色申告書を提出した事業年度の欠損金の損金算入の規定を適用せず、かつ、同法第 59 条第 2 項（同項第 3 号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）及び第 3 項の民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の規定、同法第 62 条の 5 第 5 項の残余財産確定事

業年度の事業税の損金算入の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいいます。

ロ 災害による損失金の繰越控除制度

法第 58 条第 1 項本文の災害による損失金の損金算入の規定を適用せず、かつ、同法第 59 条第 2 項（同項第 3 号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）及び第 3 項の民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の規定、同法第 62 条の 5 第 5 項の残余財産確定事業年度の事業税の損金算入の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいいます。

〔適用時期〕

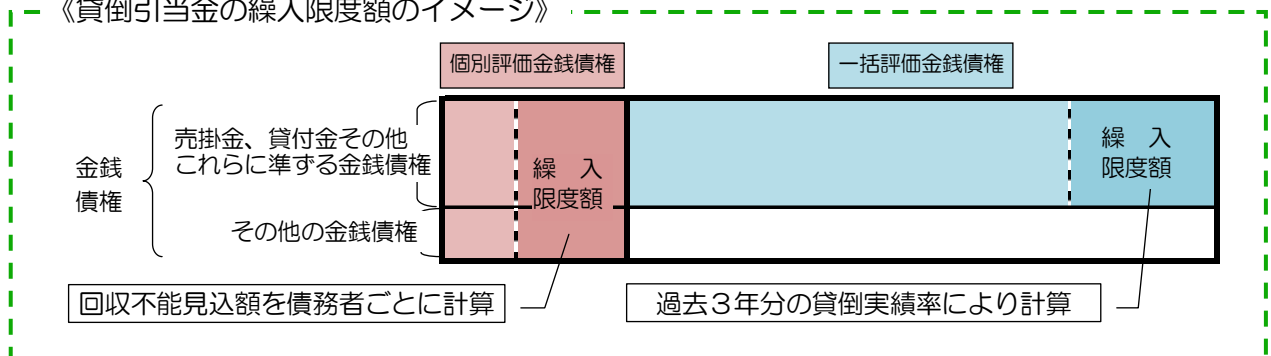
- 1 【改正の内容】の 1 の本文、(1)及び(2)は、平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます（改正法附則 14①、22①、37②）。
- 2 【改正の内容】の 1 の(3)は平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます（改正法附則 36①）。
- 3 【改正の内容】の 2 及び 3 は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます（改正法附則 10）。

IV 貸倒引当金の見直し

〔制度の概要〕

法人が、その有する金銭債権の貸倒れ等による損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、貸倒引当金の繰入限度額に達するまでの金額は損金算入することができます。貸倒引当金の繰入限度額は、個別評価金銭債権*1 と一括評価金銭債権*2 に区分して計算することとされています（法 52）。

《貸倒引当金の繰入限度額のイメージ》



個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（以下「個別貸倒引当金繰入限度額」といいます。）は、次の場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額とされています（法令 96①）。

	区 分	個別貸倒引当金繰入限度額
①	個別評価金銭債権に係る債務者について生じた更生計画認可の決定等の事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合	その事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過する日までに弁済されることとなっている金額以外の金額（その取立て又は弁済（以下「取立て等」といいます。）の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）
②	個別評価金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しが無いこと等の事由が生じていることにより、その個別評価金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みが無いと認められる場合（①の場合を除く。）	その一部の金額に相当する金額
③	個別評価金銭債権に係る債務者につき更生手続開始等の申立て等の事由が生じている場合（①の場合及び②による貸倒引当金の繰入れを行った場合を除く。）	その個別評価金銭債権の額（実質的に債権と見られない部分の金額及び取立て等の見込みがあると見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の 50%相当額

④	外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞により、その経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合	その個別評価金銭債権の額（実質的に債権と見られない部分の金額及び取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の50%相当額
---	---	--

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（以下「一括貸倒引当金繰入限度額」といいます。）は、当該事業年度終了の時に有する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に貸倒実績率を乗じて計算します（法 52②、旧法令 96②）。

この貸倒実績率は、次の算式によります（その割合に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、これを切り上げます。）（旧法令 96②）。

（算 式）

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{前三年内事業年度*3における} \\ \text{売掛債権等の貸倒損失の額} \\ \text{+個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額} \\ \text{-個別評価分の貸倒引当金の戻入額の益金算入額} \end{array} \right] \times \frac{12}{\text{前三年内事業年度*3における} \\ \text{事業年度の月数の合計数}}}{\left[\begin{array}{l} \text{前三年内事業年度*3 終了の時ににおける} \\ \text{一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} \right] \div \text{前三年内事業年度*3 における} \\ \text{事業年度の数}}$$

なお、中小企業等*4 に該当するものについては、貸倒実績率による計算に代えて、業種の区分に応じて定められたいわゆる法定繰入率により一括貸倒引当金繰入限度額の計算を行うことができる特例（旧措法 57 の 10①、措令 33 の 9④）が措置されており、この特例を適用する公益法人等又は協同組合等の平成 10 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度における一括貸倒引当金繰入限度額は、一般の法人の繰入限度額の 116%相当額（以下「割増繰入限度額」といいます。）とされています（旧措法 57 の 10③）。

【用語の説明等】

- *1 更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他一定の場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含みます。）をいい、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有するものは含まれません（旧法 52①⑨）。
- *2 売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権で個別評価金銭債権を除いたものをいい、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有するものは含まれません（旧法 52②⑨）。
- *3 当該事業年度開始の前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、一定の新設法人の設立の日の属する事業年度である場合には当該事業年度とされます（旧法令 96②一）。
- *4 次に掲げる法人以外の法人をいいます（旧措法 57 の 10①、措令 1 の 2③、33 の 9④）。
 - イ 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超えるもの
 - ロ 大法人（次に掲げる法人をいい、以下ハまでにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - ㌦ 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
 - ㌧ 保険業法に規定する相互会社（同法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社を含み、ホにおいて「相互会社等」といいます。）
 - ㌨ 法第 4 条の 7 に規定する受託法人（ニにおいて「受託法人」といいます。）
 - ハ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人
 - ニ 受託法人
 - ホ 相互会社等

【改正の内容】

1 適用法人及び対象となる金銭債権

この制度の適用法人が、次の表の①から⑤までに掲げる法人に限定されました（法 52①②、法令 96④⑤）。また、⑤の法人にあつては、この制度の対象となる金銭債権が当該法人の区分に応じ、一定の金銭債権*8 に限定されました（法 52⑨一、法令 96⑨）。

適用法人	対象となる金銭債権
① 中小法人等*5 ② 銀行法第2条第1項に規定する銀行 ③ 保険業法第2条第2項に規定する保険会社 ④ ②又は③に準ずる一定の法人*6	改正前と同様
⑤ 金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人 (①から④の法人を除きます。)*7	一定の金銭債権*8に限定

⑤の法人は、貸倒実績率の計算の基礎となる前三年内事業年度における売掛債権等の貸倒損失の額、個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び個別評価分の貸倒引当金の戻入額の益金算入額について、対象となる金銭債権に限定して計算することとされました(法52⑨一、法令96⑥二イ)。

この改正に伴い、次のような経過措置が講じられました。

(1) 経過措置事業年度における改正前の規定の適用

次のイからハまでに該当する各事業年度(以下「経過措置事業年度」といいます。)については、改正前の規定により計算した個別貸倒引当金繰入限度額又は一括貸倒引当金繰入限度額にそれぞれの割合を乗じた金額を繰入限度額とする措置が講じられました(改正法附則13①、改正法令附則5①)。

- イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の3
- ロ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の2
- ハ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の1

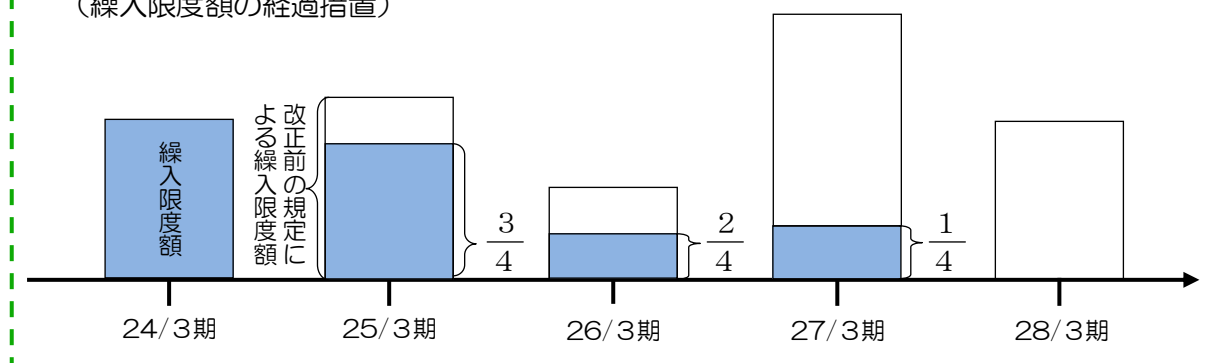
上記1の表の①から⑤までに掲げる法人以外の法人にあっては、この経過措置により、平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度から直ちに貸倒引当金の繰入額の全額が損金不算入となることはありません。

また、上記1の表の①から④までに掲げる法人にあっては、この経過措置を適用するよりも、改正後の規定を適用する方が繰入限度額が大きくなります。

⑤平成27年4月1日以後最初に開始する事業年度の前事業年度においてこの経過措置の適用を受けて損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の益金の額に算入されます(改正法附則13④)。

《イメージ図》

(繰入限度額の経過措置)



(2) 経過措置事業年度における(1)の経過措置と改正後の規定との選択適用

上記1の表の①から⑤までに掲げる法人が、経過措置事業年度において改正後の規定の適用を受ける場合には、その適用を受けた個別評価金銭債権又はその経過措置事業年度について、(1)の経過措置は適用しないこととされています(改正法附則13②③)。

上述のとおり、上記1の表の⑤に掲げる法人については、対象となる金銭債権が一定のものに限定されたことから、限定前の対象金銭債権につき(1)の経過措置を適用するか、限定後の対象金銭債権につき改正後の規定を適用するかによって、繰入限度額に違いが生じます。そこで、その法人の経過措置事業年度においては、個別評価金銭債権については金銭債権ごとに、一括

評価金銭債権については事業年度ごとに、(1)の経過措置と改正後の規定とを選択適用することができる経過措置が講じられたところです。

(3) 一定の金銭債権についてのみ貸倒引当金の繰入れが認められることとなる法人に係る貸倒実績率の計算の特例

上記1の表の⑤の法人は、平成24年4月1日以後最初に改正後の規定により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額を損金算入する事業年度(経過措置事業年度及び平成27年4月1日以後最初に開始する事業年度に限り、設立の日の属する事業年度を除きます。)から当該事業年度開始の日以後4年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度については、当該損金算入する事業年度の確定申告書又は仮決算をした場合の中間申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載をすることにより、当該開始の日に設立されたものとみなして一括貸倒引当金繰入限度額の計算を行うことができます(改正法令附則5②)。

この経過措置の適用の結果、上記1の表の⑤の法人は、貸倒実績率の計算を行う場合の前3年分の金銭債権が上記1の表の⑤の「対象となる金銭債権」に該当するかどうかを見直して再計算する必要がなくなります。

(4) 経過措置事業年度における改正前の規定を適用する法人に係る貸倒実績率の計算

上記(1)の経過措置の適用を受ける法人の貸倒実績率の計算は、〔制度の概要〕の(算式)の分子の「貸倒損失の額」、「個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額」及び「個別評価分の貸倒引当金の戻入額の益金算入額」に係る金銭債権に、*7、8の表の「対象となる金銭債権」以外の金銭債権も含まれるものとして行うこととされました(改正法令附則5③)。

(5) 外国政府等に対する個別評価金銭債権の帳簿価額の切下げ

法人が平成24年3月31日の属する事業年度(以下「最後事業年度」といいます。)終了の時ににおいて有する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合において、その個別評価金銭債権につき当該最後事業年度で貸倒引当金勘定を繰り入れた場合には、当該個別評価金銭債権の当該最後事業年度の翌事業年度開始の時ににおける帳簿価額は、当該最後事業年度の終了の時ににおける帳簿価額から当該貸倒引当金勘定のうち損金の額に算入された額に相当する金額を控除した金額とすることができます(改正法令附則5④)。この場合、当該貸倒引当金勘定のうち損金の額に算入された額に相当する金額は、当該翌事業年度の益金の額に算入されません(改正法令附則5⑥)。

なお、この帳簿価額が切下げられた金銭債権については、当該翌事業年度以後の各事業年度においては、貸倒引当金の繰入額の損金算入が認められません(改正法令附則5⑦)。

2 公益法人等又は協同組合等の割増繰入限度額の改正

公益法人等又は協同組合等の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の一括評価金銭債権の割増繰入限度額が一般の法人の繰入限度額の112%(改正前116%)相当額とされました(措法57の10③)。

3 その他

(1) 前三年内事業年度等に中小法人等又は銀行等に該当しない事業年度がある場合の貸倒実績率

貸倒実績率の計算の基礎となる個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額について、前三年内事業年度など一定の事業年度において上記1の表の①から④までの法人に該当しない場合には、該当するものとした場合の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額を実際の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額とみなして貸倒実績率を計算することとされました(法令96⑧)。

⑧ 当期において上記1の表の⑤の法人に該当する場合で前三年内事業年度など一定の事業年度において上記1の表の①から④までの法人に該当しない場合には、その法人の貸倒引当金の対象となる金

債権のみについて貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額を用いて貸倒実績率を計算することになります。

(2) 貸倒実績率の特別な計算方法

法令第97条第1項の規定により貸倒実績率の特別な計算方法の承認を受けた上記1の表の⑤の法人がその承認の基因となった適格分割等に係る適格分割等の日の属する事業年度及びその事業年度の翌事業年度開始の日以後2年以内に終了する事業年度（以下「調整事業年度」といいます。）において上記1の表の①から④までの法人に該当しないこととなった場合又は該当することとなった場合には、その該当しないこととなった日又はその該当することとなった日においてその承認を取り消されたものとみなし、その取り消されたものとみなされた日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合の貸倒実績率の計算についてその取消しの効果が生ずるものとされました（法令97⑥⑦）。

⑥ 上記の承認を取り消されたものとみなされた法人は、その承認の基因となった適格分割等に係る調整事業年度における貸倒実績率の計算について、その該当しないこととなった日又はその該当することとなった日以後2月以内に一定の事項を記載した届出書を提出することにより、再び貸倒実績率の特別な計算方法の承認を受けることができます（法令97⑧、法規25の5）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても上記と同様の措置が講じられています（措法68の59③、改正法附則19①②）。

【用語の説明等】

- *5 当該事業年度終了の時において次の法人に該当するものをいいます（法52①一、法令14の10⑥）。
- イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。ただし、次の法人に該当するものを除きます。
 - ⅰ 大法人（次に掲げる法人をいい、以下ⅱまでにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - ② 保険業法に規定する相互会社（同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含みます。）
 - ③ 法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）
 - ⅱ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなる時の当該普通法人
 - ⅲ 受託法人
 - ロ 公益法人等又は協同組合等
 - ハ 人格のない社団等
- *6 次に掲げる法人が該当します（法令96④、188⑧）。

イ 次に掲げる内国法人

- ① 無尽業法第2条第1項の免許を受けて無尽業を行う無尽会社
- ② 金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社
- ③ 長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行
- ④ 長期信用銀行法第16条の4第1項に規定する長期信用銀行持株会社
- ⑤ 銀行法第2条第13項に規定する銀行持株会社
- ⑥ 貸金業法施行令第1条の2第3号又は第5号に掲げるもの
- ⑦ 保険業法第2条第16項に規定する保険持株会社
- ⑧ 保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者
- ⑨ 保険業法第272条の37第2項に規定する少額短期保険持株会社
- ⑩ 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社
- ⑪ 株式会社商工組合中央金庫
- ⑫ 株式会社日本政策投資銀行
- ⑬ 株式会社企業再生支援機構

ロ 次に掲げる外国法人

- ① 保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等
- ② 保険業法第219条第1項に規定する引受社員（同法第223条第1項に規定する免許特定法人の社員に限ります。）

- *7、8 次の「適用法人」欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ「対象となる金銭債権」欄に掲げる金銭債権以外のものは、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には含まれないこととされました（法52①三、⑨一、法令96⑤⑨、法規25の4の2）。

適用法 人		対象となる金銭債権
イ	法第 64 条の 2 第 1 項の規定により同項に規定するリース資産の売買があったものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人	左記の金銭債権
ロ	金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行うものに限ります。）に該当する内国法人	左記の内国法人が行う金融商品取引法第 35 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る金銭債権
ハ	質屋営業法第 1 条第 2 項に規定する質屋である内国法人	質屋営業法第 14 条の帳簿に記載された質契約に係る金銭債権
ニ	割賦販売法第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者に該当する内国法人	割賦販売法第 35 条の 3 の 56 の規定により同法第 35 条の 3 の 43 第 1 項第 6 号に規定する基礎特定信用情報として同法第 30 条の 2 第 3 項に規定する指定信用情報機関に提供された同法第 35 条の 3 の 56 第 1 項第 3 号に規定する債務に係る金銭債権
ホ	割賦販売法第 35 条の 3 の 23 に規定する登録個別信用購入あっせん業者に該当する内国法人	
ヘ	次に掲げる内国法人 ① 銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行の同条第 8 項に規定する子会社である同法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる会社のうち同法第 10 条第 2 項第 5 号に掲げる業務を営む内国法人 ② 保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社の同条第 12 項に規定する子会社である同法第 106 条第 1 項第 12 号に掲げる会社のうち同法第 98 条第 1 項第 4 号に掲げる業務を営む内国法人 ③ ①又は②の会社に準ずるものとして法規第 25 条の 4 の 2 各号に掲げる会社のうち①又は②の業務に準ずる業務として当該各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める業務を営む内国法人	商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から買い取った金銭債権（トにおいて「買取債権」といいます。）で左記の内国法人の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれ①から③までに規定する業務として買い取ったもの
ト	貸金業法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者に該当する内国法人	次に掲げる金銭債権 ① 貸金業法第 19 条の帳簿に記載された同法第 2 条第 3 項に規定する貸付けの契約に係る金銭債権 ② 買取債権
チ	信用保証業を行う内国法人	左記の内国法人の行う信用保証業に係る保証債務を履行したことにより取得した金銭債権

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の 1 の本文及び 3 は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度について適用されます（改正法附則 10、51、改正法令附則 2）。

V 寄附金の損金算入限度額の見直し

〔制度の概要〕

法人が支出する寄附金の額は、次の区分に応じた金額を損金の額に算入することとされています（法 37、措法 66 の 4 ③、66 の 11 の 2 ①②）。

区 分	損 金 算 入 額
① 国又は地方公共団体に対する寄附金	寄附金の額の全額
② 財務大臣が指定した寄附金	
③ 一般の寄附金	寄附金の額又は損金算入限度額のいずれか少ない金額 （注）公益法人等*1 がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財団法人にあっては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業のために支出した金額とし、認定特定非営利活動法人にあっては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額とします。）は、その収益事業に係る寄附金とみなして損金算入限度額を計算します。
④ 特定公益増進法人*2 及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金（公益法人等*1 が支出したものを	寄附金の額又は一般の寄附金とは別枠の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額 （注）特増寄附金のうち特別損金算入限度額を超える部分の金額は一

除きます。以下「特増寄附金」といいます。）	一般の寄附金の額に含めて損金算入限度額の計算をします。
⑤ 完全支配関係がある内国法人に対する寄附金	零
⑥ 国外関連者に対する寄附金	

【用語の説明等】

- *1 法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人を除きます。）及びマンション建替組合を除きます。
- *2 公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、公益の増進に著しく寄与するものとして法令第77条各号に掲げられた法人をいいます。

【改正の内容】

1 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額

法人が支出する特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特別損金算入限度額が拡充されました（法令77の2）。

（算式）

イ 資本等のある法人*3（法令77の2①一）

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.375\% \right) + \left(\text{所得の金額} \times 6.25\% \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

↑ ↑
【改正前】 【改正前】
0.25% 5%

ロ 資本等のない法人*4（法令77の2①二、法規23の3）

所得の金額 × 6.25% ← 【改正前】
5%

2 一般の寄附金の損金算入限度額

法人が支出する一般の寄附金に係る損金算入限度額が縮減されました（法令73）。

（算式）

イ 資本等のある法人*3（法令73①一）

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% \right) + \left(\text{所得の金額} \times 2.5\% \right) \right\} \times \frac{1}{4}$$

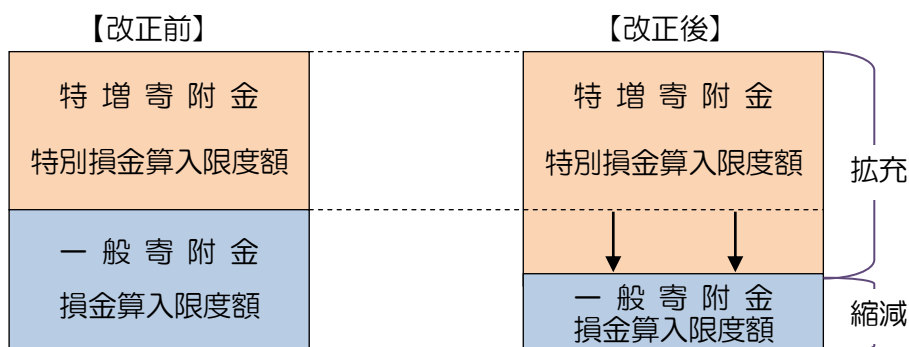
↑
【改正前】
 $\frac{1}{2}$

ロ 資本等のない法人*4（法令73①二、法規22の4）

所得の金額 × 1.25% ← 【改正前】
2.5%

《イメージ図》

（改正前、改正後の寄附金の損金算入限度額）



《連結納税制度》

連結納税制度においても上記と同様の措置が講じられています（法令155の13、155の13の2）。

【用語の説明等】

- *3 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの以外のものをいいます。
- *4 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの、非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人を除きます。）及びマンション建替組合をいいます。

〔適用時期〕

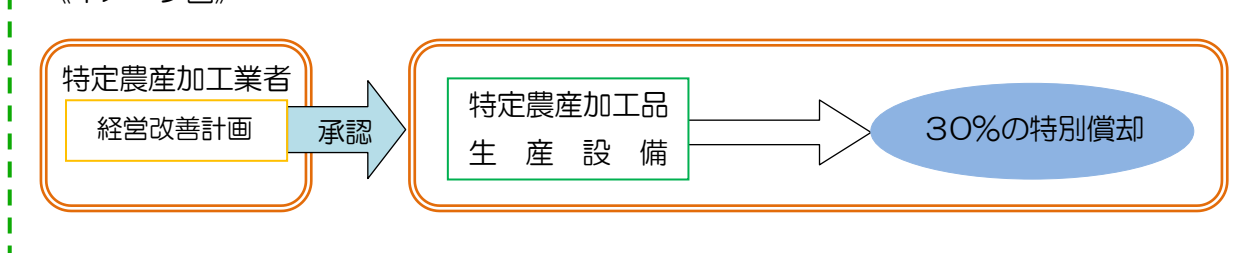
平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます（改正法令附則 2、13）。

VI 特定農産加工品生産設備の特別償却の創設

〔創設された制度の内容〕

青色申告書を提出する法人で農産加工業臨時措置法に規定する特定農産加工業者に該当するもの（中小企業者等*に限りません。）のうち経営改善計画について承認を受けたものが、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、その承認を受けた経営改善計画に記載された一定の機械及び装置（以下「特定農産加工品生産設備」といいます。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は製作をして、特定農産加工業に属する事業の用に供した場合には、その特定農産加工品生産設備の取得価額の 30%相当額の特別償却ができることとされました（措法 44 の 4 ①）。

《イメージ図》



1 特定農産加工業者

この制度の適用がある特定農産加工業者とは、特定農産加工業に属する事業を行う者をいいます。この場合の特定農産加工業とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、その事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品（これらの原料又は材料たる農産物を含みます。）の輸入に係る事情の著しい変化により、その事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる次の業種をいいます（農産加工業臨時措置法 2 ②、農産加工業臨時措置法規則 1）。

かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにやく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業

2 特定農産加工品生産設備

この制度の対象となる特定農産加工品生産設備とは、承認を受けた経営改善計画に記載された機械及び装置のうち、特定農産加工業に属する事業において農産加工品を生産する設備で、一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式）の取得価額が 340 万円以上のものをいいます（措法 44 の 4 ①、措令 28 の 7 ①）。

3 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算されます（措法 44 の 4 ①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定農産加工品生産設備の取得価額} \times 30\%$$

申告に当たっての注意点

- 1 法人が法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引により取得した特定農産加工品生産設備については、この制度を適用しないこととされています（措法 44 の 4 ①）。
- 2 この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算をした場合の中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書並びに取得又は製作した機械及び装置が経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類及び都道府県知事のその経営改善計画につき承認をした旨を証する書類の写しを添付する必要があります（措法 44 の 4 ③、措令 28 の 7 ②、措規 20 の 15 ①）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 25 ①、措令 39 の 52 ①②、措規 22 の 37 ①）。

【用語の説明等】

- * 中小企業者等とは、中小企業者及び農業協同組合等をいいます（措法 42 の 4 ⑥⑫五六、措令 27 の 4 ⑩）。
なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます。
 - ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
 - ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

〔適用時期〕

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得又は製作をする特定農産加工品生産設備について適用されます（改正法附則 64 ④、81 ④）。

VII 当初申告要件及び適用額の制限の改正

〔制度の概要〕

1 法人税法における当初申告要件及び適用額の制限

法人税法における所得税額控除制度などについては、確定申告書等（確定申告書及び仮決算をした場合の中間申告書をいいます。以下同じです。）に、その適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した場合又は一定の書類を添付した場合に限り適用され、この場合の適用を受ける金額は、確定申告書等に記載された金額が限度とされます（旧法 68 ③等）。

このように、確定申告書等に適用を受ける金額の記載等がある場合に限り制度の適用を受けることができる要件（以下「法人税法における当初申告要件」といいます。）が課されていますので、確定申告書等にその記載がない場合には、修正申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることはできません。

また、確定申告書等に適用を受ける金額として記載された金額が限度（以下「法人税法における適用額の制限」といいます。）とされるので、その記載された金額に変動がある場合であっても、修正申告や更正の請求によって適用を受ける金額を増加させることはできません。

㊦ これらの制度の適用を受けるためには、一定の書類の保存が要件とされているものがあります。

2 租税特別措置法における当初申告要件及び適用額の制限

租税特別措置法における試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度などについては、確定申告書等に控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、その計算に関する明細書の添付がある場合に限り適用され、この場合の控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額が限度とされます（旧措法42の4⑭等）。

このように、確定申告書等に控除を受ける金額の申告の記載等がある場合に限り制度の適用を受けることができる要件（以下「租税特別措置法における当初申告要件」といいます。）が課されていますので、確定申告書等にその記載がない場合には、修正申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることはできません。

また、確定申告書等に記載された全ての事項を基礎として計算する場合に適用を受けるべき正当額が限度（以下「租税特別措置法における適用額の制限」といいます。）とされるので、その記載された事項に変動がある場合であっても、修正申告や更正の請求によって適用金額を増加させることはできません。

[改正の内容]

1 法人税法における当初申告要件の廃止及び適用額の制限の見直し

(1) 法人税法における当初申告要件の廃止

次の表に掲げる制度について、法人税法における当初申告要件が廃止され、確定申告書等において制度の適用を受けていない場合であっても、修正申告書又は更正請求書に適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した書類を添付することにより、修正申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることができることとなりました。

法人税法における当初申告要件が廃止された制度
① 受取配当等の益金不算入（法23⑦、81の4⑦）
② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法23の2③）
③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法37⑨、81の6⑥）
④ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入（法59④）
⑤ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法60の2）
⑥ 所得税額控除（法68③、81の14②）
⑦ 外国税額控除（法69⑩⑪、81の15⑨⑩）
⑧ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例（法令73の2②）
⑨ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例（法令113②⑥）
⑩ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の5倍要件の判定の特例（法令113の2⑭）
⑪ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例（法令123の8③五）
⑫ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例（法令123の9②⑧）

㊦ 上記②、③（特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入規定）、⑦、⑨、⑪、⑫については、その適用に当たり、修正申告書や更正請求書への書類の添付のほか、一定の書類の保存が要件とされています。

(2) 法人税法における適用額の制限の見直し

(1)の表に掲げる制度のうち次の表に掲げる制度については、法人税法における適用額の制限も見直され、これらの制度の適用を受ける金額については、確定申告書等だけでなく修正申告書又は更正請求書に添付された書類に適用を受ける金額として記載された金額を限度と

することとされました。このため、修正申告や更正の請求によって、確定申告書等に添付された書類に記載された適用を受ける金額を増加させることができることとなりました。

法人税法における適用額の制限が見直された制度

- ① 受取配当等の益金不算入（法 23⑦、81 の 4 ⑦）
- ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法 23 の 2 ③）
- ③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法 37⑨、81 の 6 ⑥）
- ④ 所得税額控除（法 68③、81 の 14②）
- ⑤ 外国税額控除（法 69⑩⑪、81 の 15⑨⑩）

㊦ 繰越控除限度額がある場合の外国税額控除の規定（法 69②）又は繰越控除対象外国法人税額に係る外国税額控除の規定（法 69③）について、改正法による改正前は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に、当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額（以下「控除限度額等」といいます。）として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされていましたが（旧法 69⑩）、改正後は、確定申告書だけでなく、修正申告書や更正請求書に添付された書類に控除限度額等として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされました（法 69⑩）。

2 租税特別措置法における当初申告要件の存続及び適用額の制限の見直し

(1) 租税特別措置法における当初申告要件の存続

法人税額の特別控除制度についての租税特別措置法における当初申告要件は、確定申告書等に添付される書類に特定の事項（試験研究費の額、資産の取得価額等）を記載することから、法人税法における当初申告要件と異なり、引き続き存続することとなります（措法 42 の 4 ⑭等）。

(2) 租税特別措置法における適用額の制限の見直し

次の表に掲げる制度について、租税特別措置法における適用額の制限の見直しが行われ、控除を受けることができる正当額を計算するに当たって基礎とする事項が、確定申告書等に記載された全ての事項から、確定申告書等に添付された書類に記載された特定の事項（試験研究費の額、資産の取得価額等）とされました。このため、確定申告書等に記載された特定の事項以外の事項として記載された金額に変動がある場合には、修正申告や更正の請求によってその金額を是正して適用を受ける金額を増加させることができることとなりました。

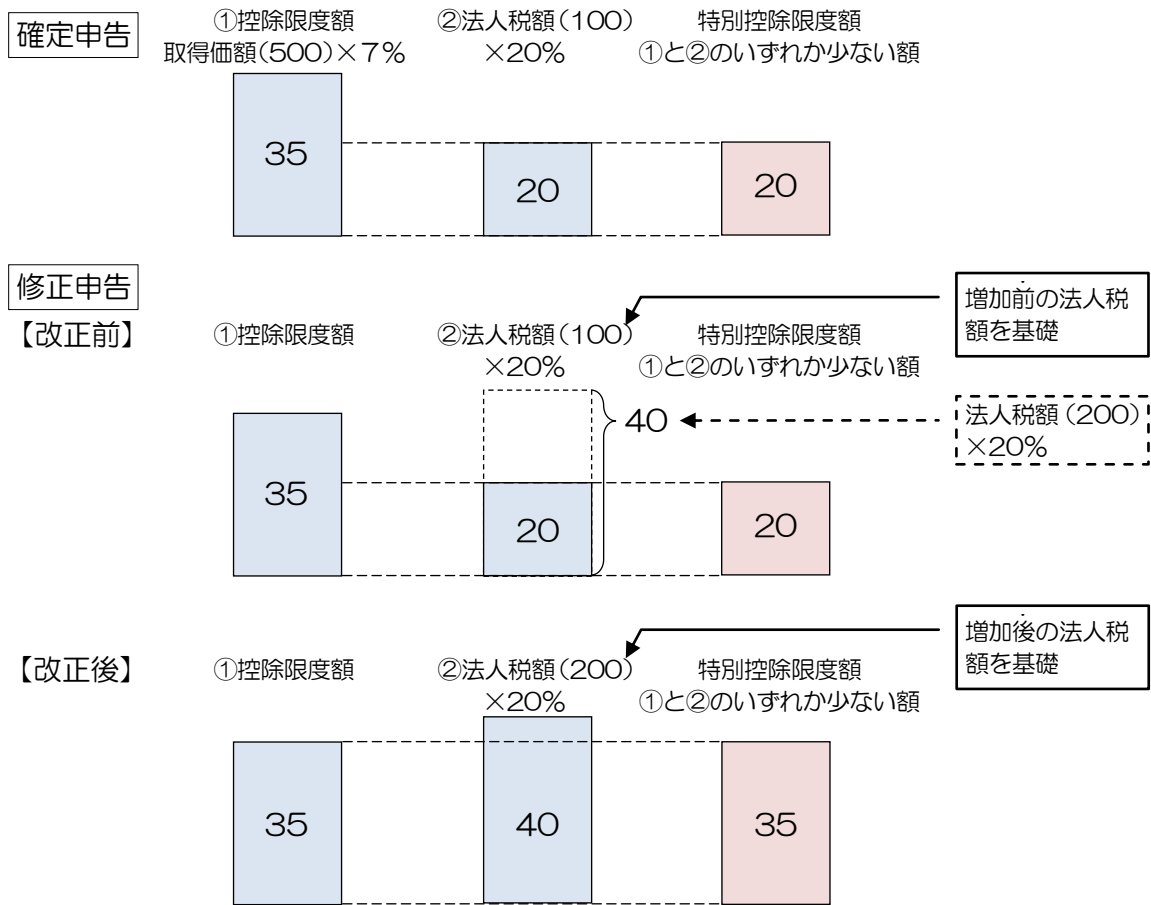
また、これらの法人税額の特別控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合の繰越税額控除限度超過額の繰越控除制度についても、修正申告や更正の請求によって適用を受ける金額を増加させることができることとされました。

租税特別措置法における適用額の制限が見直された制度

- ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4 ⑭⑮、68の9 ⑭⑮）
- ② 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（措法42の4の2 ⑩、68の9の2 ⑩）
- ③ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5 ⑧⑨、68の10⑨⑩）
- ④ 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の6 ⑧⑨、68の11⑨⑩）
- ⑤ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9 ⑤⑥、68の13⑥⑦）
- ⑥ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の10 ⑧⑨、68の14⑨⑩）
- ⑦ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の11⑧⑨、68の15⑨⑩）
- ⑧ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12④、68の15の2 ④）
- ⑨ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13⑤、68の15の3 ⑤）

《イメージ図》

(中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度(措法42の6②)を適用している場合において、修正申告により法人税額が100から200に増加するケース)



3 具体的な手続

確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に適用を受ける金額及びその計算明細を記載した書類を添付することが必要です(法23⑦等)。

〔適用時期〕

平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来するものについて適用されます(改正法附則11、12、15、16、17、20、21、23、53、54、56②、57、59、60、61、62、63②、70、71、73②、74、76、77、78、79、80②、改正法令附則4、6①②、7①③、14①~③)。

Ⅷ その他の改正

1 減価償却制度に関する改正

○ 減価償却制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、22の23の2、改正法附則55、72、改正措令附則8、15、改正措規附則4、10)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をし1年以内に事業供用をした資産については、従来どおり適用されます。
(2) 事業基盤強化設備等取得した場合の特別償却(旧措法42の7、68の12、旧措令27の7、39の42、旧措規20の3、22の25、改正法附則58、75①、改正措令附則6)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。
(3) 集積区域における集積産業用資産の特別償却(措法44①、68の20①、措令28の5③、39の49③、改正法附則64①、81①、改正措令附則6)	○ 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は50億円(農林漁業関連業種に属する事業の用に供する資産については、30億円)を限度とされました。 ○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	平24.4.1以後に取得等をする資産について適用され、同日前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。 —
(4) 事業革新設備の特別償却(旧措法44の2①、68の21①、旧措令28の6①②、39の51①②、旧措規20の10、22の32、改正法附則64②、81②)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。
(5) 資源需給構造変化対応設備等の特別償却(旧措法44の2②③、68の21②③、旧措令28の6③④、39の51③④、旧措規20の2、22の32、改正法附則64③、81③、改正措令附則10、18)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に資源生産性革新計画に係る認定又は資源制約対応製品生産設備導入計画に係る認定を受けた法人が取得等をする資産については、従来どおり適用されます。

2 税額の計算に関する改正

○ 法人税額の特別控除に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、22の23の2、改正法附則55、72、改正措令附則8、15、改正措規附則4、10)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をし1年以内に事業供用をした資産については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(2) 事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 (旧措法42の7、68の12、旧措令27の7、39の42、旧措規20の3、22の25、改正法附則58、75①、改正措令附則6)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。
(3) 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る法人税額の特別控除 (旧措法42の7⑤⑥、68の12⑤⑥、旧措令27の7⑨～⑫、39の42⑪～⑭、旧措規20の3⑧～⑫、22の25⑦～⑪、改正法附則51、75②、改正措令附則6)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

3 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 特定災害防止準備金 (旧措法55の6、68の45、旧措令32の4①～⑫、39の74①～⑫、旧措規21の5①～⑨、22の47①～⑨、改正法附則65①、82①、改正措令附則6)	○ 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金制度は廃止されました。	平24.4.1前に開始した各事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入された準備金の金額については、従来どおり適用されます。
(2) 特別修繕準備金 (措法57の8、68の58、措令33の7、39の85、措規21の14、22の58、改正法附則51、65②～⑱、82②～⑬)	○ 対象となる特別の修繕の範囲から、①銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕、②球形のガスホルダーにつき定期的に行われる検査を受けるための修繕及び③貯油槽につき定期的に行われる検査又は点検を受けるための修繕が除外されました。	平24.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。なお、同日以後最初に開始する事業年度開始の日において、対象範囲から除かれた特別の修繕に係る特別修繕準備金の金額を有する場合には、所要の経過措置(4年間(中小企業者は10年間)均等取崩し)が講じられています。

4 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額控除制度 (法令142③、155の28③、改正法令附則2、9②)	○ 控除限度額の基礎となる国外所得から非課税国外所得の全額(改正前3分の2)を除外することとされました。ただし、経過措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度においては非課税国外所得の6分の5を除外することとされました。 ○ 国外所得の計算に係る国外使用人割合の計算規定が廃	平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(法69①、81の15①、法令142の2、155の27、改正法令附則10、16)</p> <p>(旧法令142の2、155の29、改正法令附則2)</p>	<p>止されました。</p> <p>○ 外国税額控除の対象から除外される高率な外国法人税の水準が、35%超(改正前50%超)に引き下げられました。</p> <p>○ 控除限度額の計算の基礎となる国外所得の90%制限に係る特例が、廃止されました。</p>	<p>平24.4.1以後に開始する事業年度において納付することとなる外国法人税の額について適用され、同日前に開始した事業年度において納付することとなった外国法人税の額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制) (措法66の4⑧⑨、68の88⑧⑨、措令39の12⑬、39の112⑫、改正法附則68①②、84①②)</p> <p>(措法66の4⑩、68の88⑰、改正法附則68③、84③)</p>	<p>○ 法人の国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に関する調査に係る質問検査権、当該調査において提出された帳簿書類の留置き等に関する事項について所要の整備が行われました。</p> <p>○ 法人の国外関連取引につき本制度の適用があった場合において、その適用に関し通則法第23条第1項第1号又は第3号《更正の請求》に掲げる事由が生じたときの更正の請求の期限は、法定申告期限から6年間(改正前1年間)とされました。</p>	<p>平25.1.1以後に同種の事業を営む者に対して行う質問検査等(法人につき同日前から引き続き行われている調査(以下「経過措置調査」といいます。)に係るものを除きます。)又は同日以後に提出される帳簿書類について適用され、同日前に同種の事業を営む者に対して行った質問検査等(経過措置調査を含みます。)については、従前どおり適用されます。</p> <p>平23.12.2以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。</p>
<p>(3) 特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等 (措令39の18⑨、39の118⑨、改正措令附則12、20)</p>	<p>○ 特定外国子会社等に係る課税対象金額又は部分課税対象金額を益金の額に算入する場合のその益金の額に算入された金額のうち、外国法人税を課さない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する特定外国子会社等に係る部分の金額については、外国税額控除の限度額の計算上国外所得に含まれないこととされました。</p> <p>ただし、経過措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度においては6分の5に相当する金額を除外することとされました。</p> <p>(特定外国法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等(いわゆるコーポレート・インバージョン対策合算税制)についても同様となります。)</p>	<p>平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

5 その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 仮決算をした場合の中間申告(法令150の2、155の47、改正法令附則1)</p>	<p>○ 仮決算をした場合の中間申告に係る包括的な読替規定が整備されました。</p>	<p>平23.12.2から施行されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(2) 所得税額等の還付の場合の書類の提示等 (旧法令152、改正法令附則1二)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法令の規定は削除されました。	平25. 1. 1 から施行されます。
(3) 前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例 (法80の2、82、改正法附則18、24)	○ 確定申告書を提出した場合の更正の請求期間の延長に伴い、更正等があった事業年度後の決定を受けた事業年度のみ本制度の適用対象とされました。	平23.12. 2 以後に法第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての法第80条の2又は第82条に規定する更正の請求について適用し、同日前に旧法第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法第80条の2又は第82条に規定する更正の請求については従来どおり適用されます。
(4) 当該職員の質問検査権 (旧法153～156、改正法附則1①五、25)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法の規定は削除されました。	平24.12.31 以前に法人に対して行った質問又は検査及び金銭の支払若しくは物の譲渡を義務がある者又は法人から金銭の支払若しくは物の譲渡を受ける権利がある者に対して同日以前に行った質問又は検査については、従来どおり適用されます。
(5) 官公署等への協力要請 (旧法156の2、改正法附則1①五)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法の規定は削除されました。	平25. 1. 1 から施行されます。
(6) 身分証明書の携帯等 (旧法157、改正法附則1①五、25)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法の規定は削除されました。	(4)の適用時期等と同様となります。
(7) 罰則 (法162、改正法附則1①五、25)	○ (4)の改正に伴い、所要の整備が行われました。	同上
(8) 商工組合等の留保所得の特別控除 (旧措法61、旧措令37、改正法附則66)	○ 本制度は廃止されました。	平24. 4. 1 前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (措法62⑧、68の67⑦、改正法附則67①、83①)	○ 本制度の適用があった場合においても、その相手方の氏名等に関して、通則法の規定による帳簿書類その他の物件(その写しを含みます。)の提示又は提出の要求をすることを妨げるものではないこととされました。	平25. 1. 1 以後に法人に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(改正法附則第39条第1項の経過措置調査等に係るものを除きます。)について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(10) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14②、改正法附則51）</p> <p>（措規22の18の4、改正措規附則6）</p>	<p>○ 貸倒引当金の損金算入が認められる中小法人等から、特定目的会社は除かれることとされました。</p> <p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 配当可能利益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(11) 投資法人に係る課税の特例（措法67の15③、改正法附則51）</p> <p>（措規22の19、改正措規附則7）</p>	<p>○ 貸倒引当金の損金算入が認められる中小法人等から、投資法人は除かれることとされました。</p> <p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 配当可能利益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(12) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例（措法68の3の2②、改正法附則51）</p> <p>（措規22の20の2、改正措規附則8）</p>	<p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 分配可能利益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(13) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例（措法68の3の3②、改正法附則51）</p> <p>（措規22の20の3、改正措規附則9）</p>	<p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 分配可能収益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>

【用語の説明等】

- * 復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）にあつては、100分の80とされています（復興特別法人税省令2）。